

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園を利用する
お子様の保育料が**無償化**されます。

幼稚園を利用するお子様

【保育料・副食費（食材料費）について】

- **令和元年10月1日から幼稚園を利用する3歳児から5歳児までの全てのお子様の保育料が無償化されます。**
 - 幼稚園については、月額上限25,700円です。
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
- **保育料の無償化に伴い、令和元年10月1日から亀崎幼稚園（幼稚園型認定こども園）を利用する3歳児から5歳児までのお子様について、新たに副食費（食材料費）を徴収いたします。**
 - 保育料の無償化に伴い、新たに副食費（食材料費）として月額4,500円を徴収いたします。
※主食費の月額800円と併せて、月額5,300円を徴収します。
※私立園の副食費（食材料費）については、各園にお問い合わせください。
 - ただし、年収360万円未満相当世帯のお子様と、全ての世帯の小学校3年生までのお子様の中で上から3番目以降のお子様については、副食費（食材料費）は免除いたします（主食費のみ徴収）。

【国の「幼児教育・保育の無償化」について】

- 令和元年10月1日からの「幼児教育・保育の無償化」については、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を目的として実施する国の制度となります。
- 副食費（食材料費）の徴収について、国は「主食費・副食費（食材料費）については、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることから、保護者が負担することが原則」とし、副食費（食材料費）の徴収額は月額4,500円を目安としています。

幼稚園の預かり保育を利用するお子様

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注)原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、お住いの市町村にご確認ください。

- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

※私立幼稚園の満3歳児(満3歳に達する日以後最初の3月31日まで)の預かり保育については市民税非課税世帯のみが無償化の対象です。(最大月額16,300円)

【「保育の必要性」の認定について】

- 保護者の方が次の条件のいずれかにあてはまる場合であって、保育の必要性が認められた場合に無償化の対象となります。

- 就労
- 保護者の疾病・障がい
- 同居親族の介護・看護
- 妊娠・出産
- 就学(職業訓練校を含む)
- 上記以外(学校教育課へお問い合わせください。)

【令和元年9月の保育料について】

- 令和元年9月の保育料については、令和元年度(平成30年分)の市民税所得割額を基に現在の保育料制度にて算定いたします。
- 令和元年10月以降の保育料が無償となるお子様の保護者の方には、改めて9月末頃に各園を通じて通知いたします。

<問い合わせ先>

半田市教育委員会学校教育課
住所:半田市東洋町二丁目1番地

TEL:0569-84-0687 MAIL:gkkyoiku@city.handa.lg.jp